

八千代西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは同一集団内で何らかの人間関係のある者の間で起こることが多く、「どの子どもがいつ加害者になっても、いつ被害者になっても不思議ではない」状況にあるといえる。

こうしたことから、

○弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。

○どのような社会にあっても、いじめは許されない。

○いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。

○いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

という考えの下、

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない」

との基本認識に立ち、本校の子どもが、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努めていかなければならない。

そのためには、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめの防止・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合は、「いじめ防止基本方針」に基づいて対応する。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義を受け、いじめ防止のために下記のポイントをあげて取り組む。

○「いじめをしない、させない、許さない(見過ごさない)」という雰囲気をつくる。

○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。

○いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

○保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめを未然に防止するための取組（第15条、第18条）

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取組まなければならない。また、一人一人

を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・ユニバーサルデザインの授業

(2) 学習規律の徹底

- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方

(3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・個が活躍できる場づくり

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・なかよし班活動の充実

(6) 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、全職員で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や生徒指導担当等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- ・アンケートを毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

(2) いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全

ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 保護者・地域、関係機関と連携した取組

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生活指導委員会・職員会議

- ・定例的には、学期に1回開催し、生活指導にかかわる話し合いをもつ。
- ・いじめアンケートを毎月行い、集計して全体に返す。
- ・職員会議(月1回)で問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換し共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行う。

(2) いじめ対策委員会

いじめ防止・早期発見・対処に関する取組を実効的に行うために、校長、教頭、主幹教諭、生活指導担当、養護教諭他による「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

5 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、いじめ対策委員会を開くとともに、多可町教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、西脇警察署へ通報し対応等の相談をする。

6 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。